

平成27年度 8.1調査が始まります!
農地パトロール月間 8月~11月

【実施の対象及び内容】

農地パトロールは全農地が対象となり、特に次の内容について調査を行います。

(1)農地調査

昨年度の農地パトロールの様子。

①遊休農地や作付け状況の把握 ②農地法の許可(届出)案件の履行状況および農地の違反転用調査など

(2)農家調査

①農家の現住所、家族構成、農業従事状況など
②保有する農業機械や施設等の調査など

※調査終了後、遊休化されていると判断された農地については農地所有者の方へ今後の意向を確認するための農地利用意向調査を行います。

その利用意向を集計し、農地ナビ(インターネット上の農地情報閲覧システム)において地図上の農地利用意向等が見ることが出来るようになります。

(注意:個人情報は見ることが出来ません)

農地パトロール(利用状況調査)の実施について(8・1調査)

大宜味村農業委員会では、農地法第30条に基づき、遊休農地の実態把握と発生防止解消や農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組むことを目的とした、農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。

当委員会では、8月1日から~11月末日の間に調査を行います。

調査の際には、担当の農業委員が農地に立ち入ることがありますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。



前回の調査風景

(34号)

大宜味村

農業委員会だより

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。



平成27年8月3日(月)
編集・発行 大宜味村農業委員会
☎0980-44-3477

農業委員会 8月予定表

日/(曜日)	内容
10日(月)	各種申請締切日
18日(火)	第12回執行部会
25日(火)	第12回農業委員総会

全国農業新聞

購読料: 月額700円
年間購読8,400円
発行: 毎週金曜日
申込み: 農業委員会事務局
連絡先: 44-3477

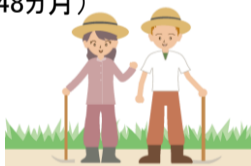
農業経営の皆様へ

「農の雇用事業」参加者募集中

事業の対象となる研修生は、正社員として採用され、「正社員としての採用時に原則45歳未満の方」(雇用就農者育成タイプ)です。農業法人等が新たな農業法人の設立による独立を目指す者を雇用して実施する研修生にたいして助成する「ホジン独立支援タイプ」も併せて募集します。

助成内容
【助成額】研修生1人あたり年間最大120万円
<内訳>①新規就業者に対する研修費 月額最大97,000円
助成額の上限は、97,000円または研修生に支払った賃金月額のいづれか低い金額となります。
(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大48,000円)
②指導者研修費 年間最大36,000円
指導者自らが人材

育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。
(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大2万4千円)
【助成機関】最長24ヵ月(法人独立支援タイプ最長48ヵ月)



全国農業会議所では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する「農の雇用事業」(平成27年度第4回)の参加者を募集します。

募集期間

平成27年8月31日まで

研修助成期間

平成27年11月1日~29年10月31日

研修生の採用日

平成27年1月1日~27年8月31日

◆事業に関するお問い合わせは

沖縄県農業会議
☎ 098-889-6027
詳しくはインターネットでURL
<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/next/>

農地法



シリーズ No.5

ト 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会
チ その法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの
三 その法人の常時従事者たる構成員が理事等(農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。以下この号において同じ。)の数の過半数を占め、かつ、その過半数を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。
4 法人の構成員につき常時従事者であるかどうかを判定すべき基準は、農林水産省令で定める。(農地について権利を有する者の責務)

農業委員会だより32号で「農業者年金の加入しましょ〜!」のコーナーを記載しました。
今月号は、加入した方の声をご紹介します♪



第一章 総則(定義)
第二章

★積立方式で安心、節税にもなる(夫婦で加入)
新制度発足当初は、40歳未満でないと思っていたが、60歳未満であれば加入出来ると知り、また、旧制度とは違い積立方式で安心だし、節税にもなるので加入。
保険料は全額社会保険料控除の対象となり、年金給付金についても公的年金等控除の対象となります。
★農業者年金は農業者に必須(親子で加入)
国民年金だけでは十分でないので、農業者年金、個人年金の三段仕込みです。農業者年金の魅力としては「社会保険料控除」と「政策支援」です。「他に国の補助のある積立年金はありません。とくに若い人の5割補助は絶対にお得です。後継者の息子さんも、相談会で説明を聞き加入。
認定農業者等、一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、保険料(月二万円)の二割・三割または五割の国庫助成(政策支援)があります。

その他の声
★「農家には退職金もない。国民年金だけでは老後の生活に足りない。今まで騒然としていた将来の備えを具体的に考えるようになり、若い内からコツコツと準備しようと夫婦で加入を決めました。

まだ、加入されていない方もこの機会に検討してみませんか!

第15期 第11回総会議題結果報告(平成27年7月27日開催)

議案番号	件名	件数	可・否
議案第24号	基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について	1件	可
議案第25号	非農地証明について	1件	可
議案第26号	農業振興地域整備計画の一部変更について	1件	保留
議案第27号	下限面積について	1件	可



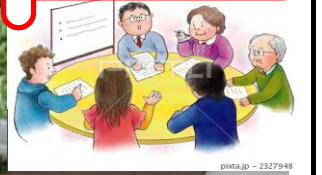
農業委員会・中間管理事業担当者
山城 元樹 顔合わせ 6/25



各申請の調査
(7/14~7/15)
喜如嘉 前田貞夫会長
津波 眞喜志豊委員



・執行部会
(7/17)
・農業委員総会
(7/27)



農業委員の活動&農業者の紹介



全国農業会議所の担当者と
全国農業新聞の推進について打合せ
7/7



山内典貴委員と新規就農相談
7/13



「大宜味村青年農業者の会」始動します！！
「大宜味村青年農業者の会」 5/22

農家さん紹介コーナー



奥様の作ったビックリグミの酵素
ジュース、スッキリした甘さとさわ
やかな後味が美味しく感動しま
した♪

今月ご紹介する農家さんは、古堅 宗弘さん 直子さんご夫婦です。
栽培：野菜、マンゴー 面積 約1,000坪余り

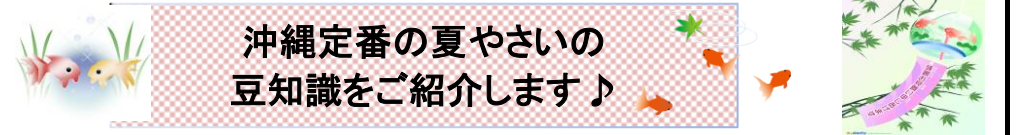
台風9号の後で、ハウスや畑の防風ネット等の修繕・片付けに追われている中
取材に応じて頂き本当に有難うございました。

宗弘さんは、本土で勤め帰郷したそうです。お父さんは戦死だったので、お母
さんが農業で3人の子供を育ててくれました。農作業の大変な姿を見ていたので、
農具のみで畑を耕す農業ではやっていけない！これからの農業は機械を取り
入れなければと考えていた時に、MOA自然農法文化事業団が募集していた
のを知り応募しました。農業への意欲を見込まれ、採用になった事がキッカケ
で農機具を活用した作業と自然農法を学ぶ事に。

国内では転勤も多く、国外はペルーで自然農園の指導もされました。MOA沖
縄大宜味農場の再開発にも携わり、立ち上げてきた経緯をお持ちです。
「農業は奥が深い。頭も使うけど何より愛情と接し方です！」とご夫婦共通の
作物への思いがあります。土作りへのこだわりと作物への愛情が、お二人の穏
やかな笑顔に表れているんだと実感しました。

手塩に掛けた畑は、息子さんが定年後に戻り後継者となってくれるそうです♪
★推薦者：山内 典貴農業委員

暑中見舞い申し上げます



沖縄定番の夏やさいの
豆知識をご紹介します♪

シブイ(冬瓜)

元々の名称は「冬瓜」を音読みした「とうが」で、これが転じて「とう
がん」となったようです。「冬瓜」の表記は、果実を丸のまま冷暗所
に置けば、他のウリ類がなくなる冬まで保存できるとされることから。
JA沖縄と沖縄県は、トウガンの沖縄方言名の「シブイ」の4と「トウガ
ン」の10という語呂合わせから「とうがんの日」を4月10日にするよう
提唱しています。

水分を含み、ビタミンCやカリウムも豊富。低カロリーで、高血圧を
抑え、利尿作用を促す効果があるといわれています。



【選び方】

重量感があるもの。
形にはそれほどこだわ
らなくても良い



【冬瓜の酢味噌和え】

農地総量の確保

全国農業新聞から
ご紹介です



重要な役割担う農業委員会

優良農地を保全し、わが国の農地総量を確保す
る新しい枠組みが固まった。第5次地方分権一括
法(地域の自主性を高めるための改革の推進を図
るための関係法律の整備に関する法律)が19日、
参議院で可決・成立した。この法律には、国が農地
の確保目標を作成する際、都道府県は市町村の
意見聴取を行うことや、農地転用許可の迅速化を
理由に地方へ許可権限を移譲することなどが盛り
込まれた。

地方への意見聴取が、現場実態を反映する仕組
みとして農地確保の目標設定にプラスに作用する
ことを期待する。

一方、市町村への権限移譲は事務処理の迅速化
が期待できる反面、その適正かつ公平・公正な事
務処理能力が問われる。市町村合併で事務局機
能の脆弱化が心配されているなか、地域の代表と
して農地総量確保に向けた市町村目標の設定や
農地転用許可について重要な役割を担えるのが農
業委員会ではないか。

農業委員の選任方法は市町村長により任命
制に変わるが、首長による恣意的な選任が公平・
公正な立場を守るのか心配する声がある。改
正法案では、地域からの推薦結果などの尊重と議
会同意を盛り込むが、地域の公的機関として
の農業委員会の位置づけが確保されるよう慎重
な国会審議が望まれる。

一方、今回の改正農地法案では、都道府県農業会
議(農委法改正後は「都道府県農業委員会ネット
ワーク機構」)の転用案件に対する意見具申の枠
組みも変更される。都道府県機構の意見具申は
30アールを基準にそれを超えるものは義務づけ、
それ以下は任意だ。

転用の可否などの判断の重要性は、農地面積の多
寡ではないし、30アール以下を積み上げると大面
積になる。実際、30アール以下の案件が大半を占
め、従来どおり転用面積にかかわらず全ての事案
で、都道府県機構の意見聴取することが必要では
ないか。都道府県ごとの早急な検討を期待したい。

(全国農業新聞「主張」より掲載)

H27年6月26日(金)